桂川緑地久我橋東詰公園の利用料金上限額等の改定及び 運営状況について

桂川緑地久我橋東詰公園は、サッカー場、少年サッカー場、フットサル場、運動場兼ソフトボール場及びテニスコートを備え、広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現	行	改定後		
	平177	平日	土日祝	平日	土日祝	
第1球技場(サッカー場)		830円	2,720円		3,400円	
運動場兼ソフトボール場		030[]	2, 12011		3, 400[]	
第2球技場(少年サッカー場)	1面1時間	730円	2,200円		2,750円	
第3球技場(フットサル場)		520円	1,780円		2,220円	
テニスコート		730円	940円		1,170円	

※平日は稼働率が低いため料金を据置

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 16%

<支出> 1施設1時間当たり 2,080円(総額 18百万円)

運営経費 2,080円

<収入> 1施設1時間当たり 1,560円(総額 14百万円)

利用料金

(改定前) 1,320円(64%)

(改定後) 1,560円(75%)

(改定前) 差額 760 円 (36%) (改定後) 差額 520 円 (25%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,080円のご負担が必要なところ、公費で760円負担することで1,320円に軽減

改定後も520円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

野球場等の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

京都市の有料野球場(わかさスタジアム京都、横大路運動公園及び京北運動公園を除く。)は、市内に14箇所(伏見桃山城、岡崎、吉祥院、殿田、岩倉東、一乗寺、朱雀、上鳥羽、三栖、東野、勧修寺、牛ヶ瀬、小畑川中央、伏見)あり、広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、**令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています**。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現	行	改定後		
旭权和孙	中,117.	平日	土日祝	平日	土日祝	
岡崎, 吉祥院, 伏見桃山城野球場		2,090円	3, 450円	2,610円	4,310円	
一乘寺, 岩倉東, 朱雀, 東野, 勧修寺, 殿田, 上鳥羽, 牛ケ瀬, 小畑川中央, 三栖, 伏見, 伏見桃山城野球場兼運動場	1面1時間	1,670円	2,720円	2,080円	3, 400円	

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 41%

<支出> 1施設1時間当たり 2,360円(総額 78百万円)

運営経費 2,360円

〈収入〉 1施設1時間当たり 1.770円(総額 59百万円)

利用料金

(改定前) 1,430円(60%)

(改定後) 1,770円(75%)

(改定前) 差額 930 円 (40%) (改定後) 差額 590 円 (25%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,360円のご負担が必要なところ、公費で930円負担することで1,430円に軽減

改定後も590円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

桂川緑地久我橋東詰公園、野球場等の 都市公園有料運動施設の利用料金上限等改定額

都市公園有料運動施設について、桂川緑地久我橋東詰公園、野球場等以外(球技場、テニスコート等)の施設利用料金は改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされているその他の利用料金(付属設備等)は、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないよう、<u>令和5</u>年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

1 施設料金(改定するものを抜粋)

(1) 野球場等(改定率 25%)

施設名称	単位	利用料金			
旭 政 和 你	半江	平日	土日祝		
岡崎,吉祥院,伏見桃山城野球場 (横大路硬式野球場も同一)	1面1時間	2,610	4, 310		
一乗寺,岩倉東,朱雀,東野,勧修寺,殿田,上鳥羽,牛ケ瀬,小畑川中央,三栖,伏見,伏見桃山城野球場兼運動場		2, 080	3, 400		

(2) 桂川緑地久我橋東詰公園 (土日祝のみ改定率 25%)

施設名称	単位	利用料金				
	半世	平日	土日祝			
第1球技場(サッカー場)		(据置)830	3, 400			
運動場兼ソフトボール場	1面1時間	(7)6	3, 400			
第2球技場(少年サッカー場)		(据置)730	2,750			
第3球技場(フットサル場)		(据置)520	2, 220			
テニスコート		(据置)730	1, 170			

2 付属設備(改定するものを抜粋)(改定率5~25%)

区分	利用単位	単位期間	利用料金
更衣室 (伏見桃山城運動公園野球場のみ)	1室	1 日	880
役員室 (伏見桃山城運動公園野球場のみ)	1室	1 日	1, 900
審判控室(伏見桃山城運動公園野球場のみ)	1室	1 日	1, 260
放送室(伏見桃山城運動公園野球場のみ)	1 室	1 日	5, 080
双达宝 (闪光机口纵连勤公图对 环物 50%)	1 里	1 時間	1, 260
夜間照明 伏見桃山城運動公園 野球場兼運動場	1 面分	1 時間	1, 300
拡声器(電源を含む。)	1台	1 時間	650
スコア 岡崎公園 野球場	一式	1 時間	250
ボード 伏見桃山城運動公園 野球場	10	THAI的	250
大会用テント (大)	1 張	1 日	1,060
大会用テント(小)	1 75	1 1	520
補助いす	1 脚	1日	100
長机	T Wh	1 日	210

3 供用時間外の利用料金 (新規)

供用時間外の利用料金の上限額を、各利用料金の3倍に相当する額とします。

4 入場料を徴収する場合の利用料金 (新規)

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15(注)に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15(注)に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

5 構内地の利用(改定率5%)

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し,又は掲出する期間	1 箇月未満	1平方	3, 280
広告等を表示し,又は掲出する期間	1 箇月以上	メートル	11,020

西京極総合運動公園(北側区域)の利用料金上限額等の改定 及び運営状況について

西京極総合運動公園(北側区域)は、府内で唯一日本陸上競技連盟の第1種公認を受けているたけびしスタジアム京都や補助競技場、また、硬式野球場で府内随一の規模を誇るわかさスタジアム京都を備え、様々な競技大会が開催されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、**令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています**。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

以た門各の評価に ラレーでは、								
				アマチュアスス	ポーツ (全面利用)		
施設名称	区	分	現	行	改定	≧後		
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する		
たけびしスタジアム京都	土日祝	土日祝 7時~21時		267, 120円	237, 580円	280, 470円		
	アマチュアス				ポーツ(全面利用)		
施設名称	区分		区分		区分 現行		改定	€後
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する		
わかさスタジアム京都	土日祝	7時~21時	144,560円	196, 930円	151,780円	206,770円		
施設名称	区分		現	行	改定	已後		
旭 政 名			一般	中学生以下	一般	中学生以下		
補助競技場	部分利用(1人1回)	200円	100円	310円	150円		

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 42%

<支出> 1施設1日当たり 58万円(総額 2.6億円)

運営経費 58 万円

<収入> 1施設1日当たり 29万円(総額 1.3億円)

利用料

(改定前) 26 万円 (45%)

(改定後) 29 万円 (50%)

(改定前) 差額 32 万円 (55%)

(改定後) 差額 29 万円 (50%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1日当たり58万円のご負担が必要なところ、公費で32万円負担することで26万円に軽減

改定後も29万円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

たけびしスタジアム京都の利用料金上限等改定額

- ※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。
- ※ A:午前7時~正午、B:午前8時~正午、C:午前9時~正午、
 - D:午前7時~午後9時、E:午前8時~午後9時、F:午前9時~午後9時

〇 改定率5%

1 施設料金

				利用料金																					
	Þ	区分		☑分		区分		区分		午前(9)~	12)	午後(13	3~17)	夜間(17:	30~21)		全日 (9	~2	1)					
				土日祝		平日	土日祝	平日	土日祝	平日		土日祝		平日											
		→ 1□ dol 3: dd d→	A	96, 790	Α	72, 590					D	237, 580 I	D	180, 390											
		入場料を徴収 しない場合	В	74, 790	В	56, 090	70, 390	53, 890	70, 390	53, 890	Е	215, 570 I	Ε	163, 880											
	アマチュア	0 st. 30 d	С	52, 790	С	39, 590					F	193, 570 I	F	147, 380											
	スポーツ	그 1日 1이 구 예사하고	A	113, 290	Α	85, 790					D	280, 470 I	D	215, 570											
		入場料を徴収 する場合	В	87, 990	В	67,090	83, 590	64, 890	83, 590	64, 890	Е	255, 170 I	Ε	196, 870											
全面利用		7 0 777 1	С	62, 690	С	48, 390					F	229, 870 I	F.	178, 170											
王山利用		→ 1□ \0\ → \0\\\	A	287, 090	Α	217, 790					D	707, 280 I	D	541, 190											
		人場料を徴収しない場合		入場料を徴収 したい場合	В	222, 190	В	169, 390	210, 090 161, 700	210,090 1	161, 700	Е	642, 370 I	Ε	492, 790										
	その他		С	157, 290	С	120, 990					F	577, 470 I	F	444, 390											
	ての地	3 18 10 3 316 15	A	360, 790	Α	270, 590					D	888, 770 I	D	675, 390											
		入場料を徴収 する場合											人場科を倒収 する場合	В	279, 390	В	211, 190	263, 990	202, 390	263, 990	202, 390	Е	807, 370 I	E	615, 990
		, 0 ,,, 1	С	197, 990	С	151, 790					F	725, 980 I	F	556, 590											
部分利用(1	人 1 回につき	(*)	一般 310 /中学生以下 15							以下 150															
		陸上競技場兼	A			1,640			1, 640		D			3, 730											
		球技場と併用	В			1,640		1, 640			Е	3, 390													
	室A,会議室B,会	する場合	С			1,640					F	2,760		2,760											
	議室C及び会議室D (1室につき) その		A			3, 040					D	6, 910													
		その他	В			3, 040	·		,		Е	6, 270													
			С			3, 040					F	F 5, 110													

[※]会議室単独での利用も可能となります。

2 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

		区分	利用料金(1時間につき)					
		四 刀	土日祝	平日				
	アマチュア	入場料を徴収しない場合	21, 990	16, 490				
	スポーツ	入場料を徴収する場合	25, 290	18, 690				
陸上競技場兼球技場	7 0 114	入場料を徴収しない場合	64, 890	48, 390				
医上炕1又勿水环1又勿	その他	入場料を徴収する場合	81, 390	59, 390				
	会議室A, 会 C及び会議室			(新設)1,640				

3 付属設備

区分				単位	利用料金	
補助いす			- ILII)	100		
長机			- 1 脚につき 1 日	210		
有料ロッカー	_			1個1回につき1日	100	
NR 1.5				1室につき1日	7, 910	
温水シャワー	-至			1室につき1時間	2, 630	
指令室				1室につき1日	7, 470	
				1室につき1日	7, 470	
アナウンス室	<u> </u>			1室につき1時間以内	2, 740	
				1室につき2時間以内	5, 490	
写真判定室				1室につき1日	7, 470	
			A	1室につき1日	2, 960	
役員室			В	1室につき1時間以内	1, 090	
			С	1室につき2時間以内	2, 190	
特別室				7, 470		
審判控室				1室につき1日	2, 960	
放送室(マイクロホン1本付き) 会議用				7, 470		
			業務用			
マイクロホン	/			1本につき1日	1, 420	
電源				1箇所につき4時間	100	
電光掲示板	T	1	1	一式につき1日	13, 410	
		ヘ イの即即	全点灯	_	71, 490	
		全ての照明 塔を利用す	4分の3点灯	┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ 一式につき1時間	53, 620	
夜間照明設	A	る場合	2分の1点灯	_	35, 740	
備			4分の1点灯		17, 870	
		その他の場合	ì	1基につき1時間	11, 980	
	全点灯 B			- 一式につき 1 時間 -	2, 630	
2分の1点灯				1, 310		
				一式につき1日	30, 030	
陸上競技用具			一式につき1時間以内	10, 990		
			一式につき2時間以内	21, 990		
サッカー用具		_	一式につき1日	4, 390		
	トボール用具		一式につき1時間以内	1, 640		
アメリカンフットボール用具				一式につき2時間以内	3, 290	

4 構内地の利用等

区分	単位	利用料金
売店設備	1 日	12, 310
売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルに つき1日	1, 560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3, 450

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出す	1 箇月未満	1平方	3, 280
る期間	1 箇月以上	メートル につき	11, 020

西京極補助競技場の利用料金上限等改定額

- ※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。
- ※ A:午前7時~正午、B:午前8時~正午、C:午前9時~正午、

D:午前7時~午後9時、E:午前8時~午後9時、F:午前9時~午後9時

〇 改定率5%

1 施設料金

区分		利用料金								
		午前(9)~	12)	午後(13~17)			全日 (9~21)		
		土日祝		平日	土日祝	平日		土日祝		平日
	A	32, 110	Α	24, 410			D	55, 210	D	42, 010
全面利用	В	24, 850	В	18, 800	23, 100	17, 590	Е	47, 950	Е	36, 400
	С	17, 590	С	13, 190			F	40,690	F	30, 790
(1時間単位の利用)						土日	祝	5,820 /	/平	日 4,390
部分利用(1人1回につき)※ 一般 310 /中学生以下 150										

※利用者の負担軽減及びサービス向上のため、回数券の導入を予定しています。

2 付属設備

区分	単位	利用料金
補助いす	1 肿() 7 () 4 1 日	100
長机	1 脚につき 1 日	210
温水シャワー室	1室につき1日	1, 970
温水ジャグー至	1室につき1時間	650
温水シャワー設備	1個につき1回	100
放送設備(マイクロホン1本付き)	一式につき1日	3, 730
マイクロホン	1本につき1日	1, 420
電源	1箇所につき4時間	100
陸上競技用具	一式につき1日	4, 390
サッカー用具	一式につき1日	4, 390
ラグビーフットボール用具	一式につき1時間以内	1,640
アメリカンフットボール用具	一式につき2時間以内	3, 290

3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

土日祝:7,250円 / 平日:5,600円 (1時間につき)

4 運動競技以外での利用料金(新規)

補助競技場を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

5 構内地の利用等

0 141,150,05,13713 (1					
区分	単	i位	利用料金		
売店設備	1	日	12, 310		
売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業		ートルに 1日	1, 560		
立ち売り又は行商	1人に	つき 1 日	3, 450		
区分	利用単位	単位	利用料金		
広告等を表示し, 又は掲出す	1 箇月未満	1平方	3, 280		
る期間	1 箇月以上	メートル につき	11,020		

わかさスタジアム京都の利用料金上限等改定額

- ※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。
- ※ A:午前7時~正午、B:午前8時~正午、C:午前9時~正午、
 - D:午前7時~午後9時、E:午前8時~午後9時、F:午前9時~午後9時

〇 改定率5%

1 施設料金

						利用料金								
	Þ	区分		午前 (9~12)		午後(1	午後(13~17) 夜		夜間 (17:30~21)		全日 (9)∼2	1)	
				土日祝		平日	土日祝	平日	土日祝	平日		土日祝		平日
		入場料を徴収	Α	61, 590	A	45, 090					D	151, 780	D	111,070
		しない場合	В	47, 290	В	35, 190	45, 090	32, 990	45, 090	32, 990	Е	137, 480	Е	101, 170
	アマチュア		С	32, 990	С	25, 290					F	123, 180		91, 270
	スポーツ	(2時間につき)	<u> </u>							土日初	$\overline{}$	21, 330 /		15, 940
		入場料を徴収	A	83, 590	-	63, 790					D	206, 770	H	156, 190
		する場合	В	64, 890	-	49, 490	61, 590	46, 200	61, 590	46, 200	Е	188, 070	-	141, 890
野球場			C	46, 200	-	35, 190					F	169, 380	-	127, 590
		入場料を徴収	A	184, 800	-	135, 290					D	455, 380	+	337, 690
		しない場合	В	142, 990	-	105, 590	135, 290	101, 190	135, 290	101, 190	Е	413, 580	+	307, 990
	その他		C	101, 190 249, 690	-	75, 890					r D	371, 780	H	278, 290
		入場料を徴収	A B	194, 690	-	192, 490 149, 590	185, 890	139, 690	185, 890	139, 690	H	621, 470 566, 470	-	471, 880 428, 970
		する場合	С	139, 690	-	106, 690	100, 090	139, 090	100,000	100,000	F	511, 470	-	386, 070
	室内野球練 野球場と併用する場合		Ŭ	100, 000	Ü	100,000					<u> </u>	011, 110	·	1,640
習場(1箇 所1時間)	その他(新規	1)												2, 950
			A			1, 180					D			2, 960
	野球場と併用	する場合	В	В 910		870			870	Ε 2,		2,670		
然 1 人举 <i>中</i>			С			640					F			2, 160
第1会議室			A			2, 190					D			5, 490
	その他		В			1, 690	1, 610		1,610) Е		4, 960	
			С			1, 180					F	F 4,01		
			A			560					D			1, 420
然の人業点	野球場と併用する場合		В			430	420		420		E 1, 29		1, 290	
第2会議室 及び第3会			С			300					F			1, 150
議室(1室 につき)			A			1,050					D			2, 640
	その他		В			790	770		770		E 2,390			2, 390
			С			550					F			2, 140

※会議室単独での利用も可能となります。

2 付属設備

区分			単位		利用料金
補助いす		1 2017 0 キ 1 日		100	
長机			- 1脚につき1日		210
審判シャワー	-室				1, 420
温水シャワー	−室				6, 040
第1役員室					1, 420
第2役員室			1室につき1日		1, 420
役員控室					2, 960
審判室					2, 960
審判控室					2, 960
41.3%		A = 4 m		1日	7, 470
放送室 (マー本付き)	イクロホン1	会議用 業務用	1室	1 時間以内	2, 740
本口で		*************************************		2時間以內	5, 490
放送員控室			1室につき1日		2, 960
マイクロホン	/		1本につき1日		1, 420
電源			1箇所につき4時間		100
				1日	6, 040
スコアボー	3		一式	1 時間以内	2, 190
				2時間以內	4, 390
		全点灯			71, 490
	すべての照 明塔を利用	4分の3点灯	一式につき1時間		53, 620
夜間照明設 備	明らを利用する場合	2分の1点灯	一式に、79 1 時間		35, 740
MIT	, <i>v</i> , ,,	4分の1点灯			17, 870
	その他の場合	ì	1基につき1時間		11, 980

3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

		マハ マハ	利用料金(1時間につき)			
		区分	土目祝	平日		
スポーツ	アマチュア	入場料を徴収しない場合	14, 290	9, 890		
	スポーツ	入場料を徴収する場合	18, 690	14, 290		
野球場	7- 10 lik	入場料を徴収しない場合	41, 790	29, 690		
その他	その他	入場料を徴収する場合	54, 990	42, 890		
第1会議室				250		
第2会議室及び第3会議室	(1室につき	:)		120		

4 構内地の利用等

区分	単位	利用料金
売店設備	1 日	12, 310
売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルに つき1日	1, 560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3, 450

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出す	1 箇月未満	1平方	3, 280
る期間	1 箇月以上	メートル につき	11,020

京都アクアリーナの利用料金改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

1 施設料金(改定するものを抜粋)

	Б	区分	利用料金						
	Ľ	<u> </u>	午前 (9~12)	午後(13~17)	夜間 (17:30~21)	全日 (9~21)			
フィットネスルーム	1人1回			(据置) 52					
ムの対対用		1人1箇月	(新						
会議室	プール兼アイ ンク等と併用	'ススケートリ する場合	2, 300	3, 240	3,660	9, 210			
- HA	その他		4, 270	17, 100					
駐車場(1時間ま	でごと)					320			

※会議室単独での利用も可能となります。

2 付属設備(改定率5%)

区分	単位	利用料金
マイクロホン	1本につき1日	1, 200
長机	1脚につき1日	210

3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

			区分	利用料金(1	時間につき)
			区 分	土日祝	平日
		アマチュア	入場料を徴収しない場合	24, 510	18, 850
	メインプー	スポーツ <i>ラ</i> その他 <i>ラ</i>	入場料を徴収する場合	44, 200	33, 940
	ル		入場料を徴収しない場合	73, 540	56, 570
			入場料を徴収する場合	132, 410	101, 820
			入場料を徴収しない場合	9, 840	7, 540
プール (全	飛び込み	スポーツ	入場料を徴収する場合	17, 700	13, 610
面利用)	プール	その他	入場料を徴収しない場合	29, 430	22, 620
		ての他	入場料を徴収する場合	53, 000	40, 750
		アマチュア	入場料を徴収しない場合	19, 690	15, 080
	サブプール	スポーツ	入場料を徴収する場合	35, 400	27, 230
	9 7 7 7	その他	入場料を徴収しない場合	58, 870	45, 250
		ての他	入場料を徴収する場合	106, 010	81, 500
		アマチュア	入場料を徴収しない場合	31, 110	23, 880
	メインリン	スポーツ	入場料を徴収する場合	56, 040	43, 050
アイスス	ク	その他	入場料を徴収しない場合	93, 230	71, 650
ケートリン		-(7)他	入場料を徴収する場合	167, 820	129, 060
ク(全面利			入場料を徴収しない場合	9, 840	7, 540
用)	サブリンク	スポーツ	入場料を徴収する場合	17, 700	13, 610
	9 2 9 2 2	その他	入場料を徴収しない場合	29, 430	22, 620
		ての他	入場料を徴収する場合	53, 000	40, 750
アーチェリー	-場(全面利用])		2, 200	1,670
フィットネス	スルーム(全	トレーニンク	ブルーム	6, 180	4, 710
面利用)		運動フロア		6, 180	4, 710
会議室					1, 090

4 構内地の利用等(改定率5%)

区分	単位	利用料金
売店設備	1 日	12, 310
売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルに つき1日	1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3, 450

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出す	1 箇月未満	1平方	3, 280
る期間	1 箇月以上	メートル につき	11,020

市民スポーツ会館の利用料金上限額等の改定並びに同館及び京都市体育館の運営状況について

京都市体育館及び市民スポーツ会館は、市内有数の規模を誇る体育館として、京都ハンナリーズのホームゲーム、各種競技大会及び一般利用まで、市民の皆様に幅広く利用されています。 運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。 厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、以下の施設利用について、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	D /	単位	現	行	改定	≧後
旭餀石柳	区分	半仏	平日	土日祝	平日	土日祝
市民スポーツ会館	その他	全面 1時間	1,570円	1,880円	2,350円	2,820円

- ※1 市民スポーツ会館(京都市体育館との併用利用)及び京都市体育館の料金は据置
- ※2 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 83%

<支出>1施設1時間当たり13,290円(総額1.1億円)

運営経費 13,290円

<収入>1施設1時間当たり10,030円(総額83百万円)

利用料金

(改定前) 9,670円(73%)

(改定後) 10,030円(76%)

(改定前)差額3,620円(27%)

(改定後)差額3,260円(24%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり13,290円のご負担が必要なところ、公費で3,620円負担することで9,670円に軽減

改定後も3,260円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

市民スポーツ会館の利用料金上限等改定額

1 施設料金(改定するものを抜粋)(改定率 50%)

	単位(1時間)	利用	料金
	平位(1时间)	平日	土日祝
	全面	2, 350	2,820
一般利用	2分の1面	1, 240	1, 410
	4分の1面	610	780

2 付属設備(改定率5%)

区分		単位	利用料金	
長机		1脚につき1日	210	
マイクロホン			1本につき1日	1, 420
卓球用具	卓球台	体育館競技場の全面と併 用する場合	一式につき1日	320
		その他	一式につき 1 時間	210
ニュースポーツ月	月具		一式につき 1 時間	210
	バドミントン用	体育館競技場の全面と併 用する場合	1組につき1日	210
		その他	1組につき1時間	210
支柱及びネット	バレーボール用	体育館競技場の全面と併 用する場合	1組につき1日	1, 420
		その他	1組につき1時間	430
テニス用	テニス用	体育館競技場の全面と併 用する場合	1組につき1日	1, 420
		その他	1組につき1時間	650
バスケットボール用ゴール体育館競技場の全面と併用する場合その他		1対につき1日	2, 740	
		その他	1台につき1時間	320
無線マイクロホン	/装置		1本	1, 530

3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分		利用料金(1時間につき)		
		土日祝	平日	
从 玄空	アマチュアスポーツ	5, 230	4, 190	
本育室 その他		14, 660	11, 520	
第1会議室			1, 250	
第2会議室, 第3会議室及び第4会議室		730		

4 入場料を徴収する場合の利用料金 (新規)

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15(注)に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15(注)に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

京都市体育館の利用料金上限等改定額

1 付属設備(改定率5%)

区分		単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1, 420
卓球用具	卓球台	1台につき1目	320
	バドミントン用		210
支柱及びネット	バレーボール用	1組につき1日	1, 420
	テニス用		1, 420
ゴール	バスケットボール用	1対につき1日	2, 740

2 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分		利用料金(1時間につき)		
		土日祝	平日	
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	14, 660	10, 470	
	入場料を徴収する場合	46, 090	36, 660	
その他	入場料を徴収しない場合	155, 040	120, 470	
	入場料を徴収する場合	217, 900	169, 710	

武道センターの利用料金改定について

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組を進めています。武道センターの施設利用料金については改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされるその他の利用料金については、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないよう、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

1 付属設備(改定率5%)

	区分	単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1目	1, 420
卓球用具	卓球台	1台につき1目	320
	バドミントン用		210
支柱及びネット	バレーボール用	1組につき1日	1, 420
	テニス用		1, 420

2 利用区分外の利用料金 (延長料金)

開場時間外の利用ができるよう、時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

				利用	料金
	区分			区分 (1時間につき)	
				土日祝	平日
	_ ,	入場料を徴収しな	大会等	14,660	10, 470
主競技場	アマチュアスポーツ	い場合	講習会,練習会等	-	1, 570
(全面使		入場料を徴収する場	場合	46, 090	36, 660
用)	7 114	入場料を徴収しない	小場合	155, 040	120, 470
	その他	入場料を徴収する場合		217, 900	169, 710
大会等		3,660	3, 030		
補助競技場	(至囬使用)		講習会,練習会等	-	830
四半盆即			大会等	3, 980	3, 140
旧武徳殿			講習会,練習会等	-	830
弓道場(全面	i使用)			3, 450	2, 720
相撲場			1,570	1, 150	
競技場と併用する場合			1, 040		
第1会議室 その他				1, 780	
第2会議室 - 競技場と併用する場合 その他			410		
				830	

3 運動競技以外での利用料金(新規)

旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の 上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

4 構内地の利用

- ・写真を撮影する場合 1時間3,800円
- ・動画を撮影する場合 1時間7,800円
- ※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

宝が池公園運動施設の利用料金改定について

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組を進めています。宝が池公園運動施設体育館(一般利用以外)の施設利用料金については改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされるその他の利用料金(宝が池公園運動施設体育館(一般利用)を含む。)については、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないよう、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

1 施設料金(改定するものを抜粋)

施設名称	単位	利用料金		
	半世	平日	土日祝	
体育館	全面1時間	2, 350	2,820	
14年 14年	半面1時間	1, 240	1,410	
トレーニングルーム	1人1回		460	
	1人1月 (新設)	4, 60		
談話室	1時間(新設)		1,020	

2 付属設備(改定率5%)

	区分	単位	利用料金	
長机		1脚につき1日	210	
マイクロホン		1本につき1日	1, 420	
サッカー用具		一式につき1日	4, 390	
ラグビーフットホ	ボール用具	一式につき1時間以内	1, 640	
アメリカンフット	ボール用具	一式につき2時間以内	3, 290	
大会用テント(大	7)	1 張につき 1 日	1,060	
大会用テント(小)		1歳にうさ1日	520	
卓球用具	占珠石	一式につき1目	320	
早球用具	卓球台	一式につき1時間	210	
	バドミントン用	1組につき1日	210	
	ハトミントン用	1組につき1時間	210	
士台ファンシュート	バレーボール用	1組につき1日	1, 420	
支柱及びネット	ハレーホール用	1組につき1時間	430	
	テニス用	1組につき1日	1, 420	
	ノーへ用	1組につき1時間	650	
→° 1 .	バスケットボール	1対につき1日	2, 740	
ゴール	用	1台につき1時間		

3 利用区分外の利用料金(延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分		利用料金(1時間につき)		
		土日祝	平日	
	アマチュア	入場料を徴収しない場合	12, 570	8, 480
球技場	スポーツ	入場料を徴収する場合	14, 660	12, 570
	入場料を徴収しない場合	34, 570	26, 190	
その他 		入場料を徴収する場合	45, 040	34, 570
体育館	アマチュアス	ポーツ	6, 380	4, 830
14 月 日	その他		63, 410	48, 970

4 構内地の利用等(改定率5%)

区分	単位	利用料金
売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行 う営業	1平方メートルにつき1日	1, 560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3, 450
広生焼むまご 豆は担山土を期間	1箇月未満の場合 1平方メートル	3, 280
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月以上の場合 につき	11, 020

横大路運動公園の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

横大路運動公園は、硬式・軟式野球場、体育館、洋弓場を備える総合運動公園施設として、 各種競技大会の開催から一般利用まで、市民の皆様に幅広く利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、以下の施設利用について、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改员	≧後
- - - - - - - -	半 14.	平日	土日祝	平日	土日祝
野球場	1面1時間	2,090円	3,450円	2,610円	4, 310円
野球場兼運動場		1,040円	2,720円	1, 300円	3, 400円

施設名称	単位	時間帯	現	行	改定	≧後	
旭权有你	中位 时间市	+ 114	נון נפו ניפ	平日	土日祝	平日	土日祝
	半面 1時間	午前	830円	3,660円	1,240円		
体育館		午後	830円	3,660円	1,240円	据置	
		夜間	2,090円	5,230円	3, 130円		

- ※1 体育館(全面利用及び半面利用(土日祝)、洋弓場)は料金を据置
- ※2 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 56%

<支出> 1施設 1時間当たり 6.510円(総額 55百万円)

運営経費 6.510円

<収入> 1施設1時間当たり 4,000円(総額 34百万円)

利用料金

(改定前) 3.520円(54%)

(改定後) 4,000円(61%)

(改定前) 差額 2,990円 (46%)

(改定後) 差額 2,510円(39%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり6,510円のご負担が必要なところ、公費で2,990円負担することで3,520円に軽減

改定後も 2,510 円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

横大路運動公園の利用料金改定額

1 施設料金(改定するものを抜粋)(改定率 野球場:25% 体育館、トレーニングルーム:50%)

施設名称	単位		利用	料金								
	牛	<u>- 11/.</u>	平日	土日祝								
硬式野球場	1 番:	1 時間	2,610	4, 310								
野球場兼運動場	1面1時間		1, 300	3, 400								
施設名称	光		光件。叶胆带		利用	料金						
地 放	単位	時間帯	平日	土日祝								
	\(\frac{1}{2}\)	午前	1, 240	(据置)3,660								
体育館	半面 1時間									午後	1, 240	(据置)3,660
		夜間	3, 130	(据置)5,230								
歩		出任	利用	料金								
施設名称		単位	平日	土日祝								

1人1回

1人1月

定期利用

460

(新設) 4,600

2 付属設備(改定率5%)

トレーニングルーム

	区分	単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1, 420
卓球用具 卓球台		1台につき1日	320
	バドミントン用		210
	バレーボール用		1, 420
支柱及びネット	(平日練習利用)	1組につき1日	870
	テニス用		1, 420
	(平日練習利用)		1, 310
ゴール	バスケットボール用	14)7~七1日	2, 740
	(平日練習利用)	1対につき1日	1, 310

3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分(午後、夜間)を廃止し、早朝~夜間利用区分外の延長料 金については一律の上限額とします。

	区分		利用料金(1	時間につき)
	卢 刀		土日祝	平日
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	12, 570	9, 420
化去粒	,	入場料を徴収する場合	39, 800	31, 420
体育館	7- 0 lih	入場料を徴収しない場合	135, 140	104, 760
	その他	入場料を徴収する場合	189, 610	147, 710
洋弓場(全面利用)		2, 300	1, 780
你 1 人辛		体育館等と併用する場合	8	
弗 Ⅰ会議	室及び第2会議室	その他	1, 8	
然 0 人类中亚邓 然 4 人类中		体育館等と併用する場合		
男 3 会議	室及び第4会議室	その他		830

4 構内地の利用(改定率5%)

区分	単位		利用料金
売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルに つき1日		1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日		3, 450
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出す	1 箇月未満	1平方	3, 280
る期間	1 箇月以上	メートルにつき	11,020

地域体育館等の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

地域体育館(黒田トレーニングホールを含む)は、市内に14施設あり、市民スポーツの活動拠点として広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
	半仏	平日	土日祝	平日	土日祝
東山,山科,桂川,伏見北堀,醍醐,右京,下京		1,570円	1,880円	2, 350円	2,820円
左京,中京,吉祥院,久世,伏見東部,伏見北部	全面 1時間	830円	940円	1,240円	1,410円
黒田トレーニングホール		620円		930)円

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 94%

<支出> 1施設1時間当たり 4.180円(総額 2.4億円)

運営経費 4,180円

<収入> 1施設1時間当たり 2,750円(総額 1.6億円)

利用料金

(改定前) 1.840円(44%)

(改定後) 2,750円(66%)

(改定前) 差額 2,340円 (56%)

(改定後) 差額 1,430円(34%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり 4,180 円のご負担が必要なところ、公費で2,340円負担することで1,840円に軽減

改定後も1,430円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

地域体育館等の利用料金上限等改定額

1 施設料金(改定率 50%)

施設名称	単位	利用料金		
	半 位	平日	土日祝	
	全面1時間	2, 350	2,820	
東山,山科,桂川,伏見北堀,醍醐,右京,下京	2分の1面1時間	1, 240	1, 410	
	4分の1面1時間	610	780	
左京,中京,吉祥院,久世,伏見東部,伏見北部	全面1時間	1, 240	1, 410	
トレーニングルーム(山科,伏見北堀)	1人1回	460		
※宝が池体育館,横大路体育館も同一	1人1月	(新設) 4,600		
会議室 (東山,山科,下京,右京,桂川,醍醐)	1時間		780	

2 付属設備(改定率5%)

区分		単位	利用料金
補助いす		1 111177 (大 1 回	100
長机		→ 1 脚につき 1 回	210
有料ロッカー	1個1回につき1日	100	
温水シャワー設備		1個につき1回	100
放送設備		610	
卓球台		1式につき1時間	210
ニュースポーツ用具			210
	バトミントン用		210
支柱及びネット バレーボール用		1組につき1時間	430
	テニス用		650
バスケットボール用ゴール		1台につき1時間	320

3 開館時間外の利用料金 (新規)

開館時間外に体育室を利用する場合の利用料金の上限額を、各利用料金の3倍に相当する額とします。

4 運動競技以外の利用料金 (新規)

体育室を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

5 入場料を徴収する場合の利用料金 (新規)

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15 (注) に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15 (注) に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

京北運動公園の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

京北運動公園は、野球場兼運動場とテニスコートを備え、京北地域における市民スポーツの活動拠点として利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担(施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担)により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

		現行			改定	定後							
施設名称	単位	昼間	夜間		日	土日	初						
		型即	型印	(五)日)	生间 仪间	生间 仪间	全间 仪间	仪间	汉间	昼間	夜間	昼間	夜間
野球場兼運動場	at BB	520円	730円			780円	1,090円						
テニスコート	1面1時間	520円		据置		780)円						

- ※平日は稼働率が低いため料金を据置
- ※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 11%

<支出>1施設1時間当たり2,240円(総額7.6百万円)

運営経費 2,240円

<収入>1 施設 1 時間当たり 830 円(総額 2.8 百万円)

利用料金

(改定前) 550円 (25%)

(改定後) 830円(37%)

(改定前) 差額 1,690円(75%)

(改定後) 差額 1,410 円 (63%)

市民の税金で負担(公費で負担)

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,240円のご負担が必要なところ、公費で1,690円負担することで550円に軽減

改定後も1,410円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

京北運動公園の利用料金上限等改定額

1 施設料金(改定率 50%)

			利用料金					
区分	単位	昼間 (8:30)~17:30)	夜間(17:3	30~22:30)			
	平日	土日	平日	土日				
野球場兼運動場	1時間	520	780	730	1090			
テニスコート	1面につき1時間	520	780	520	780			

2 付属設備(改定率O~50%)

区分		単位	利用料金
有料ロッカー		1個1回につき1日	100
温水シャワー設備		1個につき1回	100
放送設備(マイクロホン1本付き)		一式につき1目	2, 500
携帯用拡声器		1台につき1日	780
大会用テント		1張りにつき1日	460
夜間照明設備	野球場用	1時間	5, 490
	テニスコート用	1面分につき1時間	610
野球用具	ベース	1組につき1日	150
テニス用具	ネット	1張りにつき1日	150

3 供用時間外の利用料金 (新規)

区分	出任	利用料金	
<u></u>	単位	平日	土目
野球場兼運動場	1時間	2, 190	3, 270
テニスコート	1面につき1時間	1, 560	2, 340

4 入場料を徴収する場合の利用料金 (新規)

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15(注)に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15(注)に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

5 構内地の利用(改定率5%)

区分	単位	利用料金
売店,食堂又はこれら に類する施設を設置し て行う営業	1平方メートルにつき 1日	1, 560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3, 450